上三川町消費生活センターのご案内

~消費生活に関するさまざまなご相談をお受けします~

消費生活センターとは

地方公共団体が設置する、消費者のための相談業務や情報を提供する機関です。悪質商法によ る被害や事業者とのトラブル、商品やサービスに関する苦情、多重債務など、消費生活に関する相 談を受け付け、問題解決のための助言や情報提供、あっせんなどを行います。相談は無料で、秘密 は堅く守ります。

こんなときはすぐにご相談ください

- ●買ったものが壊れていた。
- ●頼んだ商品と違っていた。
- ●使ってみたら怪我をしてしまった。
- ●お金は払ったのに、商品が届かない。
- ●買うつもりがなかったのに、無理やり買わされてしまった。
- ●複数の借金返済に困っている。

他にも「困ったな」「だまされたかも」と思ったときは、一人で悩まず、早めにご相談ください。

知っておこう!トラブル事例

屋根互・床下を無料で点検します⇒点検商法

着物でも何でも買い取ります⇒貴金属等の訪問買い取り

初回限定での格安の健康食品⇒自動定期購入

携帯電話に偽メールや偽 SMS⇒未納料金の架空請求

出前講座のご案内

ト 三川町消費生活 センターでは、消費生 活相談員による出前 講座を行っています。 地域での集まり、各種 研修などの機会にぜ ひご活用ください。 詳しくは上三川町 消費生活センターま でお問い合わせくだ

あきらめないで、まず相談を!

トー川町消費生活センター(トー川町役場1階 地域生活課内)

受付時間 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時~正午・午後1時~4時

電話番号 0285-56-9153(消費者ホットライン「188」でもつながります)

クーリング・オフ制度を活用しましょう

クーリング・オフと

は、訪問販売や電話

勧誘販売などで交わ

してしまった契約に

ついて一定期間内で

あれば、契約を解除

できる制度です。

クーリング・オフの対象と期間

電話勧誘販売	8日間
訪問販売(キャッチセールス等)	
訪問購入(いわゆる押し買いのこと)	
特定継続的役務提供(エステ、学習塾等)	
連鎖販売取引(マルチ商法)	20日間
業務提供誘引販売取引(内職、モニター商法)	

クーリング・オフの方法

~はがきの場合~

- ○クーリング・オフは通 知書面で、簡易書留か 特定記録郵便で出す。
- ○通知書面は両面のコ ピーを取り保管して おく。
- ○もし、クレジット契約 をした場合は、クレ ジット会社(信販会 社)にも同じように通 知する。



(販売会社名)

販売会社 返金し、商品をお引き取りください。 代表者 様

契約解除の通知書

契約年月日 〇〇年〇〇月〇〇日 商品名 000000 OOOO円 型約金額

00 00 担当者名 上記契約を解除します。 すみやかに支払い済みの○○○○円を

○○販売株式会社

○○年○○月○○日 (契約者住所) (契約者氏名)

おもて

※令和4年6月1日から「電磁的記録」(電子メール、ウェブサイトの専用フォー ム、SNS、ファックス等)でのクーリング・オフが可能になりました。

電子メールの場合は送信メールを保存し、ウェブサイトのクーリング・オフ専 用フォームやSNS等の場合は画面のスクリーンショットを保存しておきま しょう。

19 広報かみのかわ 2024.1.1